

少年に弁護士付添人が選任される過程

参考：少年法 10 条「少年及び保護者は，家庭裁判所の許可を受けて，付添人を選任することができる。ただし，弁護士を付添人に選任するには，家庭裁判所の許可を要しない。」

1 被疑者段階から，弁護人を選任し，引き続き付添人に選任するパターン

いわゆる「純粹私選」

少年または保護者が，自ら弁護士を探し，私選弁護人に選任し，家裁送致後には，同弁護士を付添人に選任する。弁護費用は，自費で支払う。

1 既知の弁護士を選任する場合もあるが，事件が発生してから，タウンページや知人友人のつてを頼って弁護士を求めるケースも多い。

- 1 当番弁護士から始まるケース（自費のパターン）

少年が，被疑者として逮捕・勾留された段階で，当番弁護士の出動を依頼し，当番弁護士として接見した弁護士を，自費で弁護人に選任し，その後，家裁送致されてから，自費で付添人に選任するケース

- 2 当番弁護士から始まるケース（扶助のパターン）

少年が，被疑者として逮捕・勾留された段階で，当番弁護士の出動を依頼し，当番弁護士として接見した弁護士を，財団法人法律扶助協会（以下，扶助協会）の刑事被疑者弁護援助制度を利用して弁護人に選任し，その後，家裁送致されてから，扶助協会の少年保護事件付添扶助制度を利用して付添人に選任するケース

2 扶助協会から，刑事被疑者弁護援助制度により 6 ～ 12 万円を，少年保護事件付添扶助制度により 8 ～ 15 万円を扶助することになる。

3 刑事被疑者弁護援助制度を利用する被疑者は，資力要件を満たす貧困者なので，通常は，付添人選任に当たっても，少年保護事件付添扶助制度を利用することとなるが，制度上必要的というわけではない。

4 被疑者段階の弁護費用は自費で支払えたが，少年審判段階の弁護費用は支払えなくなり，少年扶助事件付添扶助を申請する場合もありうる。

2 被疑者段階では弁護人を選任せず、家裁送致後に付添人を選任するケース

いわゆる「純粹私選」

少年または保護者が、家裁送致後に、自ら弁護士を探し、付添人に選任する。

弁護費用は、自費で支払う。（ 1 を参照）

当番弁護士から始まるケース

家庭裁判所送致後、当番弁護士の出動が要請される場合で（弁護士会が付添人を派遣する場合を含む）、この場合も同様の各パターンが考えられる。

家裁からの依頼事件

被疑者段階で弁護人を選任せず、家裁送致されても付添人がいない場合で、家裁が一定基準の元で、弁護士たる付添人が必要な事件と判断した場合に、家裁が扶助協会に扶助の協力を要請し、少年保護事件付添扶助制度を利用して付添人を選任するケース

以上のほかに、当番弁護士の出動は依頼していないが、法律相談等で弁護士にアクセスし、そこから扶助協会に事件を持ち込むケースも数は多くないが存在する。